

〈異形〉の法の継受
—スペイン領グラン・カナリア島の
日本国憲法9条にふれて—

川 畑 博 昭

はじめに

経済評論家の内橋克人氏が幼少期の戦争体験を綴った自伝的小説『荒野渺茫』で述べていた一節が忘れられない——「戦争を憎むことができるのは人間の能力であった¹⁾」。まるで、2014年7月1日以降の安保関連法案をめぐる9条政治の展開を見据えていたかのようなのである。高度経済成長後の日本社会に対し、批判的であることで建設的な仕事を世に問うてきたこの評論家は、次のように続けていた——「能力をもつ者、欠ける者——この世には二種類の間人しかいなかった。いつの世も、その大切な能力を欠く人間が大手を振るって歩き、それこそ、ペダンチック（学術的）な言葉をあみ出しては、性懲りもなく人びとを煽って立ち回る²⁾」。

「戦争を憎む能力」から「二種類の人間」を対抗的に描き出すこの観点から、我々は、日本国憲法が前文で「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し」と明確に述べていることを想起する。戦争は自然現象ではなく、人間の手が生み出す社会現象なのである。自明のことをことさら堅苦しく述べている憲法前文のこの箇所には、作家・池澤夏樹氏の手によって、「政府のふるまいのために恐ろしい戦争が再びこの国を襲うことがないように決意し」（傍点は川畑）と、巧みな現代語訳が与えられた³⁾。この世に「恐ろしくない戦争」などあろうはず

1) 内橋克人『荒野渺茫』第Ⅱ部（岩波書店、2013年）154頁。

2) 内橋、同上。

3) 池澤夏樹『憲法なんて知らないよ』（集英社文庫、2005年）44頁。なお同書所収の前文の箇所のみは、同「日本の憲法」同個人編集『日本語のために』（河出書房新社、2016年）380～382頁に所収されている。池澤氏はこの現代語訳につ

がない。数え切れないほどの空襲と世界で唯一の原爆投下の実験場となった経験はその極相であり、「戦争の恐ろしさ」を存分に味わった日本だからこそ、戦後の憲法では、戦争が「政府のふるまいのために」起こるものであることを、念を押して述べたのであった。「戦争を憎む能力」によって維持されてきた日本国憲法は、そうであればこそ、いまだにその能力が「欠ける者」にとっての憎しみの対象になり続けている。他方で、「日本人」ではなく「人間」の能力に依存するこの思想は、戦争を憎む能力が維持されているところへ越境し、普遍的思想を編み上げていく⁴⁾。

本稿で扱うのは、日本国憲法がスペインへ越境した実例である。法学において〈法の継受〉と呼ばれてきたことがらの中心には据えられてこなかった面に目を向けることで、その根本にある思想を考えてみたい。ここで、「法が越境する」とは、アフリカ大陸西岸のモロッコに近いスペイン領グラン・カナリア島テルデ市に建設されている「ヒロシマ・ナガサキ広場」（以下、「広場」）の中にある「日本国憲法9条の碑」（以下、「9条の碑」）を指してのことであるが、そこには、日本国憲法9条の条文がスペイン語でそのまま書かれ、日常的に人びとの目にさらされる空間に置かれている。ここで私が着目するのは、ある国において、他国の憲法の条文が——翻訳を介してではあれ——そのまま存在している事実である。

他方、〈法の継受〉論においては、その痕跡を、歴史的かつ機能的な方法によって、継受国の法秩序における体系や制度に求めるのが常であった。それは、「自国を舞台として、自国の法秩序の全体——またはその重要な部分——が外来の法によって置きかえられる過程を通じて、二つの異質な法が接触し、対立対決し、相互に影響を受け、外来法が浸透し固有の法の中に組み込まれる」複雑なものとして理解される⁵⁾。この点からすれば、本稿が着目する事実は、従来いわれてきた〈法の継受〉の事例としては、あまりにも素朴で原初的な形態——そうであるがゆえに、有効たり得ない

いて、「法律の文体を日常的に読みやすくしただけ」と思っていたきたい」と控えめに述べるが（同「日本の憲法」366頁）、「日常的に読みやすく」ないものが日常的な「感覚」や「意識」として根づくことは難しい。

4) 本稿は、鮎京先生がスペインの大学で法学教員向けにおこなった講演の際に述べたことがひとつのきっかけとなっている。これについては、本稿末尾の「附記」を参照されたい。

5) 大久保泰甫「第2章 法の継受と言語」林大・碧海純一編『法と日本語』（有斐閣選書、1981年）149～150頁。

素材——ということになるかも知れない。しかもこの碑の存在の事実は、現行のスペイン法秩序において、何らかの体系なり制度として結実しているわけではない。とすればなおのこと、本稿の事例を〈法の継受〉論として取り上げる有効性は、致命的な欠陥を有しているおそれがある。

確かに、ここでの事例は、一国内の領土の一角に他国の憲法の条文がそのまま公共空間に掲げられるだけのものであり、国家法の体系の中にまで「昇華」されているわけではない。しかし、公私の領域を問わず、およそ法なるものがみずからの活動と展開の場を社会に求める人間の文化的営為のひとつだとすれば、どれほど素朴で原初的な形態であろうと、グラン・カナリア島テルデ市に〈広場〉や〈碑〉といった象徴的な建造物が存在することになったいきさつと意味は、十分に考察の対象とされてよいはずである。そこには、それを可能とした人びとの「主体的意思」が存在しているはずだし、それが象徴的なモノを介して具現化されることで、人びとの意識と行動にとっての規範的意味をもつことは大いにありうる。法にとっては、そのようにして汲み上げられた人びとの意思と行動が、本来、みずからの存立根拠となるはずである。したがって、ここでの事例は、目に見え手で触れることのできる、いわば「異形」の法の継受である。極論すれば「論より証拠」である。もとより、その「証拠」が現にどのような「効果」を発揮し続けてきたのかも併せて問われなければ、「証拠能力」としての正当性を主張することはできない。

以下では、日本国憲法が「そのまま存在している事実」を生み出し維持してきたテルデ市の人びとの「意思」の諸相を、この地の人びとのことばから訪ねてみたい。そのことは、「9条の碑」がいかなる経緯によって建立されたのか、そしてそれはどのような意味づけを与えられ、今日においてどのようなものとして捉えられているのかを明らかにするだろう。しかし、これだけでは充分ではない。テルデの人びとを突き動かした根本的な行動原理が歴史的に説明されなければ、日本国憲法9条が「そのまま存在している事実」を解明したことにはならないからである。これは、山室信一氏の著書に倣っていえば⁶⁾、越境する「9条の思想水脈」を探り当てる試みであり、それが〈法の継受〉にとってどのような意味をもつのかを考察することを意味する。

6) 山室信一『憲法9条の思想水脈』（朝日新聞社、2007年）。

1. スペインにおける「9条の碑」の出現と存在意義

(1) 「9条の碑」誕生の経緯

「広場」の建設と「9条の碑」の設置が実現したのは1996年のことである。それに関わるテルデ市の取組みについては、当時のアウレリアーノ・フランシスコ・サンティアゴ・カステリャーノ（SANTIAGO CASTELLANO, Aureliano Francisco）元テルデ市長自身が、2007年に回顧している（カッコ内は川畑による補足）⁷⁾。



【中央の2本のナツメヤシの間にあるのが「広場」（川畑撮影）】

7) 以下、本稿におけるサンティアゴ元市長の発言については、レオ・シロタ製作委員会・「シロタ家の20世紀」上映委員会作成DVD『カナリア諸島の日本国憲法——スペイン・テルデ市 サンティアゴ市長インタビュー——』（2007年11月25日収録、10分）をもとに、私がまとめたものである（http://sirota-family.net/telde_mayor_interview_dvd.htmlも参照）。ただし、編集上の限界によるものなのか、字幕と市長の発言が必ずしも一致していない箇所が散見される。ここでのまとめは、同DVDに収録された市長のスペイン語での発言に基づいており、訳語も同DVDの字幕に従ったものとはなっていない。

（フランコ独裁体制崩壊後の1978年憲法による）民政移管ののち、テルデ市は、平和的、反戦的、人道的な理念を取り入れ、先進諸国の憲法から戦争反対の理念を普及拡大することを市政の役割としていました。その際、憲法において、あらゆる核兵器を廃止している日本国憲法9条の理念が我々の強い関心を引いたので、1983年から1987年のテルデ市の文化活動の責任者は、大学では法学部を出たマリカルメン・ソサ・サンタナ（SOSA SANTANA, Maricarmen）という女性でしたが、彼女は学生時代にこうした（平和や反戦、民主主義といった）運動に関わっていたこともあり、彼女が旗振り役となって、テルデ市の広場、通り、公共空間のどこかを、ヒロシマとナガサキと名づけ、広場にはそこにふさわしい憲法の条文を置くことになりました。なぜ、あの場所だったのか。当時、そこには、学校で勉学に励む1,000人以上の若者たちがいて、テルデ市最初の中等教育機関が置かれたところだったので、この市の若い学生たちが立ち返るべき主たる行動規範を示す場（el principal referente）だったからなのです。



【「ヒロシマ・ナガサキ広場」の「9条の碑」。
左下に「Paz」「Peace」「平和」の3文字が見える。（川畑撮影）】

日本がある瞬間に9条を置くという決断をしたことは、世界にとって大きな進歩でしたし、それが希望を生み出すことについて、疑いの余地はありません。そして、日本が平和を構築し続けていくとする方向性は、世界で人々が行動を起こすきっかけを生み出すことに大いに貢献しました。日本国憲法9条の碑を広場に置いたことが、いかに正鵠を射た判断であったか。他の国々の憲法もそれを導入するための闘いを⁸⁾、我々は続けていかなければなりません。日本の人びとには、いかなる政権に対してもそれ(日本国憲法9条)を変えることを許してはならない、と呼びかけたいと思います。一方が「原爆をもっている」といい、他方で「こっちの原爆はより強力だ」といって、戦闘行為を繰り返してはならず、我々がなすべきことは、核兵器の製造を許さないために闘うことなのです。

ここでは、テルデ市で「広場」と「9条の碑」の設置が可能となった要因として、2つの点が重要であるように思われる。1つは、1978年のスペイン現行憲法が象徴している「民政移管」をもたらした時代状況である。1939年の内戦終結から1975年のフランコの死去に至る36年間の独裁政権を経て、その間に、民族組織「バスク祖国と自由」(ETA)によるテロ活動を経験したスペインの人々にとって、「平和」は日常そのものの問題であり続けた。ETAが正式に武装闘争放棄の宣言をしたのも、わずか6年前の2010年9月のことである。したがって、1978年憲法の制定とともに実現されたスペインの民政移管の下では、サンティアゴ市長の発言にある1980年前後の平和を希求する意識は当然の現象でもあった。時代状況が意識をつくっていたのである。もう1つは、大きな推進役を担ったソサ氏の存在と、平和や民主化のための運動に関わった彼女の意識である。それは、「広場」や「碑」が、「日常性」が充溢した「公共空間」に置かれることによって、人びとが日々、日本国憲法9条に具現化された非武装平和の思想に触れ、それを絶えず意識

8) この点に関連して、例えば、スペインのアストゥリアス自治州を拠点とする国際人権法スペイン協会(Asociación Española para el Derecho Internacional de los Derechos Humanos: AEDIDH)が、日本国憲法前文の平和のうちに存する権利(いわゆる平和的生存権)に着想を得た「平和と市民社会への人権(derecho humano a la paz y la sociedad civil)」の国連での条約化を呼びかけている(私は2011年12月3日に、名古屋国際センターで同協会のビリヤン(VILLÁN DURÁN, Carlos)会長と常任メンバーのフェルナンデス・プヤナ(FERNÁNDEZ PUYANA, David)弁護士による同名のタイトルの講演会で通訳を務める機会を得て、初めて同協会の存在を知った)。

の奥底へと堆積させていくプロセスをつくり出すからである。

（2）時間軸・場所・言語から定位する「9条の碑」

日常の言語に比して、確かに法の言語は難解である。この「法的言語」と「日常言語」の懸隔は、前者を後者に「還元し、解消することは、不可能である」と指摘されるほど大きいともいえる⁹⁾。しかし、そうであれば、憲法条文が「碑」として掲げられても、それが「日常的に読みやすく」なければ、人びとに理解されることはおろか、日常的に意識化されていく作用は望むべくもない¹⁰⁾。

このことを確認するために、「9条の碑」に掲げられたスペイン語での条文を¹¹⁾、できるだけ原意に近いかたちで日本語へ重訳することで、「9条

9) 長尾龍一「法的言語と日常言語」法セミ、No.371（1985年11月）、65頁。もっとも、ここで長尾氏がシュミットの言葉を引きながら述べる法的言語とは、「幾百万の人々の権利義務、幸不幸、否、障害と運命という電荷を帯びた」[「微小な修正によって、時に多数の人々の人生を破滅させる鋭い武器でもある」]（同頁）。法制史家の大久保泰甫「法継受における翻訳と造語」法セミ、No.371（1985年11月）、74頁は、「『民はよろしむべし、知らしむべからず』風の無用の権威主義から、まだ抜けきっていないのではあるまいか」と警鐘を鳴らし、「法的言語も、最終的には一般民衆（法のしろと）の意識や表象と無縁ではありえない」以上、法律家の責務として、「一般民衆とのコミュニケーションの観点」の重要性を説く点で、法哲学者の長尾氏とは見解を異にする。長尾氏の「電荷を帯びた」法の言語の典型こそ、人間性を瀬戸際のところで守る9条であろうし、そうであればこそ、大久保氏が述べる「一般民衆（法の知ろうと）」に通じる普遍性を有していると考えべきだろう。

10) この点について、大日本帝国憲法と日本国憲法とを文章論的に考察し、伝達の機能を果たしていない前者を「国政を乱す密呪」、「亡国の駄文」、「桐喝の叫び」と形容する、丸谷才一『文章読本』（中公文庫、1980年）84～85頁は、法学研究にとっても重要な仕事である。同「文章論的憲法論」池澤、前掲書（2016年）406～427頁も参照されたい。私は2016年10月18日、ブラジル・サンパウロ大学哲学文学人間科学部で「明治時代の神話 - 法的側面——憲法の次元で」と題して話す機会を得た際、理解し難い法文が人びとにいかに関与するかについて、「『民はよろしむべし、知らしむべからず』風の権威主義」に言及していた大久保（前掲論文、注9）氏の指摘の *mutatis mutandis* の現代的な存在形態を問題にした。これに関連して、別稿（川畑博昭「法が神話を續くとき——明治憲法体制のその先に」『愛知県立大学日本文学化学部論集』第8号（久富木原玲教授退職記念号）2017年3月公刊予定）を予定している。

11) 2015年5月8日付『朝日新聞』伊藤千尋「憲法9条の碑を『第九』で祝う」によれば、この「9条の碑」のスペイン語訳はグラン・カナリア島にあったラス・パルマス日本国総領事館（当時は総領事館であったが、現在は領事事務所となっている）に依頼して成ったものだという。その意味では、日本の公的機関による訳ではあった。堀田英夫「第3章 日本国憲法スペイン語訳とスペイン語圏諸国憲法における組織名・職名の通用性」同編『法生活空間におけるスペイン語の用法研究』（ひつじ書房、2016年）62頁が確認しているところによれば、現在、外務省は、Web Japan に掲載されているスペイン語訳を公開している（http://www.cu.emb-japan.go.jp/es/docs/constitucion_japon.pdf [2016年10月12日閲覧]）。訳文は以下の通り。

の碑」の日常言語としての性格を客観的に診断してみることは、無意味な作業ではないだろう（試訳の下線は川畑）。

PLAZA
HIROSHIMA Y NAGASAKI

El pueblo japonés, que aspira sinceramente a una paz internacional fundada en la justicia y el orden, renuncia para siempre a la guerra como derecho soberano de la nación, y a la amenaza o al uso de la fuerza como medio de resolver conflictos internacionales.

Con objeto de dar cumplimientos a los designios del párrafo anterior, la nación nunca dispondrá de fuerzas armadas terrestres, marítimas o aéreas, ni de ningún otro tipo de potencial bélico. No sereconocerá el derecho de beligeranciadel Estado.

Constitución del Japón
capítuloII art.9
año1946

ヒロシマ・ナガサキ広場

正義と秩序に根ざした国際的な平和を心から願う日本の人びと（人民）は、国際紛争を解決する手段として、国民の主権的権利としての戦争、武力の威嚇あるいは武力の行使を、永遠に放棄する。

前項の目的を達成するために、国民は陸海空の軍隊も、他のいかなる戦力も、決してもつことはない。国家の交戦権は決して認められない。

日本国憲法
第2章第9条
1946年

【「9条の碑」のスペイン語条文】

ARTÍCULO 9. Aspirando sinceramente a una paz internacional basada en la justicia y el orden, el pueblo japonés renuncia para siempre a la guerra como derecho soberano de la nación y a la amenaza o al uso de la fuerza como medio de solución en disputas internacionales.

Con el objeto de llevar a cabo el deseo expresado en el párrafo precedente, no se mantendrán en lo sucesivo fuerzas de tierra, mar o aire como tampoco otro potencial bélico. El derecho de beligerancia del estado no será reconocido.

「9条の碑」では戦力の不保持の主体が明確に国家と同一視されるような国民（nación）とされているのに対して、上記の訳文では再帰動詞を用いた受け身の意味での表現（「…維持されてはならず、…」）が採られ、日本国憲法の英文に近い形態で訳出されており（本文中の試訳の下線部）、同じ「不保持」を意味するにしても、その主体の明確さにニュアンスの違いが出る点は留意されてよい。

ここで着目したいのは、9条規定のなかに見られる「主語」の違いにある（下線部）。日本語では厄介な用語法となるが、1項の戦争放棄の主体は「日本の人びと（人民 pueblo）」となっているのに対して、戦力の不保持について定める2項では、1つの国家と同程度抽象化して理解される1つの「国民（nación）」である。国家の主権的行為としての戦争についても、「国民の主権的権利としておこなう戦争」とされている。人民であれ国民であれ、抽象性から免れることのできない用語であるが、「心から願う」という人間的行為をおこなうことができるのは、「民の前に国がある」ことを意味する「国民（nación）」ではなく、「人が集まって社会ができた」ところの「人びと（人民 pueblo）」であるとされているのは¹²⁾、用語の歴史から見ても論理的であるだろう。そして、そうした平和を「心から願う」「人びと」が「国籍」を得て形成する「国民（nación）」が集団として、「主権的権利としての戦争」を放棄するし、「陸海空の軍隊も、他のいかなる戦力も、決してもつことはない」ことを規定しているのが、〈日常〉の時間軸と〈広場〉という公共空間に置かれ、生活言語としての〈スペイン語〉で「日本国民の決意」として刻まれた「9条の碑」の条文なのである。「非核地帯」を宣言するほどのテルデ市の人びとにとって、「9条の碑」の文言は、「ヒロシマ」と「ナガサキ」を経験した地の決意としては当然のものとして映じたはずである。「広場」に身を置き、「9条の碑」を横目に通る過ぎる学生や大人たちの日常は、「立ち返るべき原点」としての認識を生み出すには十分な反復的行動である¹³⁾。それは、1つの法規範が、日常のなかで、静態的なものであることによって確実に、人びとの意識に根づく過程でもある。恒常性と反復性が確実性へと結実する法の伝播の形態が、〈法の継受〉として認定されないと断じることは困難だろう。さもなければ、〈法の継受〉を語る意味を見失いかねないことになる。法を「恫喝の叫び¹⁴⁾」（丸

12) 池澤氏が翻訳について述べる、前掲書（2005年）131頁を参照。

13) 池澤夏樹氏の現代語訳は、日本人がおこなった誓いのことばとして一人称複数形で表されており、ここでは、その主体性が前面に出る——「第9条 ①この世界ぜんたいに正義と秩序をもとにした平和がもたらされることを心から願って、われわれ日本人は、国として戦争をすることを永遠に放棄する。国の間の争いを武力による脅しや武力攻撃によって解決することは認めない。

②この決意を実現するために、陸軍や海軍、空軍、その他の戦力を持つことはぜったいにしない。国というものには戦争をする権利はない。」（下線は引用者）。池澤、前掲書（2005年）53頁。

14) 谷丸才一『文章読本』[改版]（中公文庫、1995年）85頁。

谷才一) さながら、人民を統べる手段としてのみ認識するのでない限り、「継受」されている「法」の存在は認めないわけにはいかない。

2. グラン・カナリア島をめぐる国際関係史の文脈

(1) 「基地」と「平和教育」の島

「広場」と「9条の碑」が誕生した背景には、地政学的要因を根拠とする国家と国家の「際」の磁場から発生した力学があったことも見逃せない。1978年憲法で半世紀近くわたるフランコ独裁政権を終焉させたスペインでは、1980年代に軍事基地建設反対の動きが高まるなか、1982年5月に北大西洋条約機構（以下、NATO）に加盟し¹⁵⁾、西側諸国の一員としての立場を明確にした¹⁶⁾。これは、そのための米軍基地を建設することで、大西洋上に位置するグラン・カナリア島を「基地の島」にすることでもあった。テルデ市議会が「非核地帯宣言」を採択した最大の理由でもあったが、同宣言の提案者のサンティアゴ市長は、当時の状況を次のように語る。

（テルデ市議会による「非核地帯宣言」の採択などの）行動は、初めは形だけの行為（hechos gestuales）、象徴的なパフォーマンス（gestos simbólicos）であっても、社会にそのような（非核の重要性についての）意識を醸成するためのものであったと理解されます。市としては、市民に対して、学校、スポーツ施設、水、電気、道路などを整備しなければならないですし、それに加えて、世界の人びとがどのような暮らしをしているのか、世界でいかに経済的な不均衡が生じているのかを知ってもらうのに役立つようなメッセージを発信することができます。そうした観点から、我々は当時、増強されつつあった核兵器や軍が進めるあらゆる軍事力拡大

15) 同じイベリア半島でもポルトガルの場合、アゾレス諸島の重要性から、サラザール独裁政権下にあったにもかかわらず、1949年の設立当初から加盟していた。これに対してスペインは、当時のフランコ独裁政権の存在が、NATOの掲げる自由や民主主義の理念に反するとの理由から、スペインの加盟は認められなかった。これらの点については、佐瀬昌盛『NATO 21世紀からの世界戦略』（文春新書、1999年）49～52頁を参照。

16) 1989年以降、米軍はマドリッド郊外のトレホン軍事基地を撤去するなど、基地撤去の動きが続いたという（2006年1月15日付『しんぶん赤旗』（http://www.jcp.or.jp/akahata/aik4/2006-01-15/2006011506_03_3.html）[2016年10月23日閲覧]）。

路線（armamentismo）のための予算の増大に対して、非核地帯を宣言する地方公共団体のキャンペーンを開始しました。そして、テルデ市内の東西南北の入り口に、「ここから非核地帯に入ります」と書いた看板を設置し、そのことを小中学校や高校、町内会、文化機関、そのほかのあらゆる場所で説明するようにしました。

それにしても、住民の〈日常生活〉が経済的不均衡や軍拡競争の〈世界〉と結びつけられているところに、テルデ市の平和に対する構えがある。「非核地帯宣言」が所詮は「宣言」に過ぎず、象徴的意味合いを伴うパフォーマンス的行為であろうとも、それを克服するかのように、市の取組を教育現場や住民自治組織で説明し、住民の理解や賛同を得る努力がおこなわれてきた点が、そのことを裏づける。この地には、平和の理念を意識や身体のレヴェルで実質化する土壤が存在していたというべきであろう。他国の憲法条項を掲げる行為は、国籍を問わない平和思想の普遍性へ向き合う構えそのものである。

その当時から約 35 年経った現在、世界のテロ行為に対するスペイン軍の国外展開もおこなわれるなか¹⁷⁾、テルデ市の構えはいかなる状況にあるのか。この点については、最近までテルデ市の文化担当の市議を務めたサンターナ（SANTANA SUÁREZ, Guadalupe）市議（当時）が、2015 年 11 月 2 日、個人の資格でと断ったうえで、私に次のように述べていた。

もともと日本国憲法 9 条の存在は、1980 年代初頭からピース・ボートで日本から多くの若者が来島し、文化交流が盛んになるにつれて、次第に知られるようになりました。その時代からかなり世代交代を経っていますが、テルデ市の小中学校の教育現場では今でも、広島・長崎への原爆投下や NATO の歴史について、自分の足で調べたり級友と議論したりする教育が継続されていて、当時の平和教育はしっかりと根を下ろし維持されているのです。

17) この点については、RAMOS-PAÚL DE LA LASTRA, Ignacio, “La Participación de las Fuerzas Armadas en el Mantenimiento de la Seguridad Interior de España frente a la Amenaza Terrorista, Dentro del Marco Constitucional Vigente”, en Aichi Prefectural University, *Memoirs of the Cultural Documents Research Institute*, March, 2016, pp.17 (108)-33 (92) (イグナシオ・ラモス＝パウル・デ＝ラ＝ラストラ [川畑博昭訳] 「テロの脅威とスペイン軍による治安維持——その現行憲法の枠組み」『愛知県立大学文字文化財研究所紀要』第 2 号（2016 年）34(91)～46(79) 頁）を参照されたい。



【9条の碑】の前で、左からロベス元テルデ市文化部市議事務局長、
サンターナ元テルデ市文化部担当市議、川畑

テルデ市の平和教育の現状について、サンターナ元市議の発言を裏づけるいくつかの現地取材が存在する。そこでは、女子高校生が「学校で日本国憲法第9条の『戦争放棄』について学んだし、広島・長崎の原爆投下のこともテレビのドキュメンタリー番組を見て知っている」と発言し¹⁸⁾、別のところでは、歴史の教諭が「世界の反対側に住む人々に碑を建てさせるほどの力を9条は持っている」と述べている¹⁹⁾。確かに、9条に関する教育実践の継続や、「世界の反対側に住む人びとに碑を建てさせるほどの力」から、ひとまず、日本国憲「法」が「継受」されるほどの価値もってい

18) 全日本民医連 HP に掲載されている「元気スペシャル 大西洋の島に『9条の碑』スペイン・カナリア諸島テルデ市を訪ねて―不戦の誓いは海を越えた写真家・山本耕二」2011年2月1日付「いつでも元気」No.232 (<http://www.min-iren.gr.jp/?p=6659> [2016年10月23日閲覧]) より。

19) ピース・ボートのHPで見られる、2014年12月26日付「カナリア諸島から9条に思いを馳せて―スペイン・ラスパルマス」(<http://peaceboat.org/3950.html> [2016年10月23日閲覧]) より。

る事実を認めることができる。もっとも、本稿の観点からすれば、その「力」をつかみ「碑を建て」る「意思」がテルデの地に存在したことの事実の方が、我々の注意を引いて止まない²⁰⁾。

(2) 「銃剣」と「十字架」のカナリア諸島の大航海時代

グラン・カナリアは島嶼ゆえに、その歴史は海と共につくられてきた。そのことは、常に、国家と国家が創り出す〈国と国の際〉の磁場に生じる力学に翻弄され続けてきたことを意味する。この〈国際〉において繰り広げられるのは、ほかでもない軍事的なものであった。如上のテルデ市議会による「非核地帯宣言」は、スペインが国家間条約である NATO に主権国家として加盟したことを契機とするものであった。そもそもスペイン史あるいはヨーロッパ史に浮上する契機となる 15 世紀末のイベリア半島出身のスペイン人によるカナリア諸島の「発見」とて、スペイン国家が、半世紀近く先んじて、いわゆる「大航海時代」に突入していたポルトガル国家のカナリア諸島への拡大を食い止め、そこにアフリカ大陸侵攻の足がかりとなる軍事基地の建設を目的とするものであったからである²¹⁾。

20) 経済地理学者の長岡顕氏はグラン・カナリア島訪問時に、同島在住で大西洋遠洋漁業のバイオニアのひとりである吉孝也氏の案内を受けた際、「島へ帰ることがもっとも心休めだった」と述べた吉氏の述懐に続けて、「9 条の碑」の前で同氏が見せた沈黙を、次のように記録している——「危険な状況に身を置きながら、9 条の条文に安心と休息を感じていたのではないだろうか。吉氏の沈黙はこの島に対する愛情と回想のひと時であったかもしれない」（2016 年 6 月 1 日付『しんぶん赤旗』——この記事は、愛知県「子どもたちに安心な未来を手渡す会」事務局代表の杉崎伊津子氏に恵投していただき知りえたものである。記して感謝申し上げたい）。長岡氏は、吉氏の手記『“カピタンヨシ”世界の魚屋 50 年』を紹介した仕事のなかで、グラン・カナリア島で巨額の国際商取引がおこなわれていたことから、「『国際的な紛争を解決する手段として戦争、脅しや武力を用いることを放棄』と謳った条文は、島の安全を祈る島民の願いを代弁していたのではなかろうか」と述べる（長岡顕「吉孝也『“カピタンヨシ”世界の魚屋 50 年』と大西洋遠洋漁業」『駿台史学』第 153 号（2015 年）153 頁）。ここでも、「広場」と「9 条の碑」が建設されるグラン・カナリア島をめぐる国際的文脈の存在を確認することができる。

21) LOBO CABRERA, Manuel, *La conquista de Gran Canaria (1478-1483)*, Ediciones del Cabildo de Gran Canaria, Las Palmas de Gran Canaria, 2012, p.70. 『グラン・カナリアの征服（1478 年～1483 年）』と題する同書は、この島がヨーロッパ人と最初に接触してから完全に征服されるまでの約 5 年間に「通史的に描く」（historiar de manera continuada）（13 頁）。著者は、カナリア諸島で展開された軍事行動について多くの史料が残されているにもかかわらず、詳細な研究がおこなわれてこなかったことを本書執筆の動機として述べるが（同上）、確かに、スペインにおい



【グラン・カナリア島ラス・パルマス市内の「コロンブスの家」(川畑撮影)】

とはいえ、多くの「征服の歴史」が示すように、カナリア諸島の歴史は「銃剣」だけでなく「十字架」をも引き連れていた。いわゆる「大航海時代」がキリスト教の布教を伴っていたことは周知のことであるが、この時期のグラン・カナリア島は布教活動の「主舞台 (escenario y epicentro)²²⁾」と化していた。地下資源に乏しいこの島では当初、イベリア半島出身者たちが、健全な取引と見なされていたイベリア半島や地中海地域の主要市場での奴隷売買のために、島民の捕獲をおこなっていた。その一方で展開されていた布教活動は、軍事的あるいは政治的目的に優越するものとされながらも、決して成功裡に終わったわけではなかった——「島民に隣人愛のごとき異なることを教え伝える一方で、彼らに戦闘を挑み彼らを奴隷化していた」からである²³⁾。

てカナリア諸島は文学の対象とされていることが多く、歴史学からの研究が本格的に取り組みされてきたわけではない。

22) LOBO CABRERA, Manuel, *op. cit.*, p.26.

23) LOBO CABRERA, Manuel, *op. cit.*, pp.26-27.

「被支配の歴史」がグラン・カナリアの人びとに強く共有されていることは、スペイン領内にありながら、イベリア半島のスペイン人を今なお、「他者」と捉える眼が生きている日常からわかる²⁴⁾。これは、しかし、「ルサンチマン」などではない。「殴られる側」に身を置くことを余儀なくされた人びとは、その歴史の記憶が鍛え続けられることで、「銃剣」ではなく、「戦争放棄」と「戦力の不保持」を定める外国の憲法を求めたのである。「広場」と「9条の碑」の下で脈打つこの思想こそ、グラン・カナリアの歴史的文脈にほかならない。

3. 「異形」が放つ〈法の継受〉の根本思想

(1) スペイン憲法秩序のなかの「平和条項」

1996年に「広場」と「9条の碑」によって具現化されたのが、ひとつの〈法の継受〉の形態であったとしても、それは、スペインの法秩序において実定化されるに至るものではなかった。だからといって、20世紀に制定されたスペインの2つの憲法——1931年憲法と1978年憲法——は、9

24) カナリア諸島の人びとは今でも、イベリア半島出身者を、もともとは西ゴート人を意味し、敵対的な意味が込められていた“*godo*”と呼ぶ。そしてこの島で話されるスペイン語も——とりわけ生活言語としての面では——、イベリア半島よりも、むしろ中南米に限りなく近い（あるいは中南米のスペイン語がカナリア諸島の用語法に近いというべきなのかも知れない）。グラン・カナリアを訪れた際に手に入れた英語とスペイン語のバイリンガル観光広報紙 *Welcome to Gran Canaria* (No.30, November, 2015) p.7の“CANARY CITIES FOR THE NEW WORLD”には、「中南米の旧市街の中央広場の構造の淵源は、この島の建築にあ」り、「カナリア諸島と中南米は農産物、都市計画、建築技術のほか」、かの有名な「バルトロメ・デ・ラス・カサス神父が提起した先住民の保護に関する新たな理論も、交易の対象となっていた」と説明されている。現地の人びとがしばしば、島外から来た者に対して、中南米への一体感を強く抱いていることを吐露する所以である。

私は長らく南米ペルーに住んだ経験から、「スペイン人たちは (*Los españoles*…)」という表現がイベリア半島以外のスペイン語圏でどのような意味合いをもっているかを知っていたが、現地で島の人びとと話をするたびに、そのことを強く感じた。さらにいえば、そのような表現を用いると、グラン・カナリアの人びとは親近感すら抱いているようであった。なお、2015年の長期学外研究生中に在籍したCEUサン・パブロ大学法学部の同僚に、グラン・カナリア島ガルダル市出身の同僚エステベス (*Lucana Estevez*) 講師（刑事訴訟法）がいたが、彼女によれば、「かつては現地の人びとを差し置いて、島で戦を得ようとするイベリア半島出身者に対しての蔑称の意味合いが込められていたが、今日では必ずしもそうではなく、イントネーションを変えることで、醸し出されるニュアンスも異なってくる」とのことである（2016年7月12日付川畑宛私信）。

条が想定する平和について、決して沈黙していたわけではない。それどころか、スペインの文脈に即して、実定憲法上の価値として規定している。

第2共和制の下で制定された1931年憲法は、「スペインは国政 (política nacional) の手段としての戦争を放棄する」(6条)と定める規定をもっていた。スペインの近代憲法史における2度目の共和制憲法であったが(ただし、第1共和制は連邦共和制を構想していた1873年の憲法草案のまま で終わった)²⁵⁾、国王の失政と軍事クーデタによって成った憲法の背後には、止むことのない武力闘争があった。9条の戦争放棄を部分的に先取りしているこの憲法は、不安定な国内の政治状況と併せて、戦間期に発展し「戦争の違法化」の時代を画することになる1828年の不戦条約という国際的文脈のなかに置かれてのことであった²⁶⁾。

1936年から1939年の内戦を経た後の約40年間の独裁体制は、「平和」を語る余地を限りなく減殺させた。それだけに、民政移管によって制定された1978年憲法は、前文で「正義、自由、安全を確立し、国民 (Nación) を構成するすべての者の幸福を促進することを希求する」スペインの国民 (Nación española) が、主権行使の結果として宣言する意思のひとつに、「地球上のすべての人びとの間に、平和的な諸関係 (unas relaciones pacíficas) と実効的な協力を強化すべく協働すること」を掲げた。そして「基本的権利と義務」を定める第1部の冒頭に「人の権利」として、人の尊厳、人に固有の不可侵の権利、人格の自由な形成、法律と他者の権利の尊重が、「政治的秩序と社会の平和の基礎 (fundamento del orden político y de la paz social)」である旨を定めた²⁷⁾。1つの憲法制定に際しては、それに先立ち制定の必要性を根拠づけるいわば「憲法事実」が存在するが、対外的な意味

25) スペインの君主制については、パブロ・ガリエゴ・ロドリゲス (川畑博昭訳) 「スペインにおける君主制の展開——王位に関する大論争」上川通夫・川畑博昭編『日いつる国と日沈まぬ国——日本・スペイン交流の400年』(勉誠出版、2016年) 203～222頁を参照。スペインの君主制との比較の視点から日本の天皇制を論じたものとして、川畑博昭『『日本の君主制』再論—憲法制度を凌駕する信仰』上川・川畑、同書、143～161頁も併せて参照されたい。

26) 日本国憲法9条とこの時代との関わりについては、深瀬忠一ほか編『恒久平和のために——日本国憲法からの提言』(勁草書房、1998年)所収の論文を参照。

27) この「秩序」と「平和」に付与されている形容詞「政治」と「社会」の互換性を、「公的秩序」、「暴力」、「戦争」の諸概念と関わらせつつ、哲学的考察をおこなったものとして、SORIANO, Ramón, “La paz y la Constitución española de 1978”, en Centro de Estudios Políticos y Constitucionales, *Revista de Estudios Políticos* (Nueva Época), Número 45, Mayo-Junio, 1985, pp.93-123がある。

での「平和的諸関係」と、国内的かつ対国家的次元での「政治的秩序」と並列された「社会の平和」が²⁸⁾、フランコ体制下で屈折し尽した平和のありようを全面的に反映したものであることは明らかであろう。

(2) スペイン法思想空間における〈法の継受〉

20世紀の2つのスペインの憲法は、制定された時代状況を反映しつつ、それぞれの仕方で、「平和」を憲法上の価値と規定していた。テルデ市の「広場」と「9条の碑」を設置する構想の端緒が、1980年代初頭にまでさかのぼることから推せば、スペインの1978年憲法と日本の1946年憲法の近接性は検討に値する課題であるかも知れない。しかし、サンティアゴ市長がソサ氏について述べていたところから考えれば、1980年当時にグラン・カナリアで日本国憲法9条が広く知られていたと推測することは困難である。

テルデ市の事例は、スペイン全体の憲法秩序において具体的なかたちで結実したわけではないという意味において、従来の〈法の継受〉論にとって「正統的」ではないだろう。グラン・カナリア島テルデ市という限定的空間で、「広場」や「碑」を媒介とした物理的で可視的な〈法の継受〉である。ただしその「限定性」ゆえに、この島に刻印された歴史のかつ国際的な文脈の中で、教育や行政の広報活動を通じて、人びとにとっては、平和に対する規範的意味が醸成され続けてきた。ここには、人間存在にとって根源的な価値を有する思想であれば、権力による作為なしに、他の地で受容され実践する法の現実があることを忘れてはならない²⁹⁾。一定の作為による法思想の普及や制度の移植を試みても、それに適合的な受容の土壌がなければ、早晚廃棄されるか、自然に忘却されていくからである。1960年代から1970年代にアメリカが主導し、中南米で実践された「法と開発」という名の研究／運動の成否はその評価も含め、〈法の継受〉論にとっては、実に興味深い事例であったはずである³⁰⁾。「平和の法思想」の意識的受容は、

28) SORIANO, Ramón, *op.cit.*, pp.122-123.

29) こうした捉え方については、ビートルズの「イマジン」と9条を論じた、小田嶋隆「『イマジン』と憲法第9条」『新潮45』7月号（2016年）60～65頁が参考になる。

30) これについては、川畑博昭「ラテンアメリカにおける『法と開発』研究／運動——序論的考察——」『社会体制と法』研究会編『社会体制と法』第5号（2004年）63～75頁、同『『法と開発』における従属論の位相——ラテンアメリカにおける

「法」の内実からしても「継受」の行為の面から見ても、根源的な価値であるがゆえに、国境を認識しないはずである。

おわりに

俳人・詩人でもあるサンターナ市議は、「広場」を案内してくれた当日、同行していた私の同僚の強い要望から、「9条の国」の出身者である我々に対して、次の句で応えてくれた。

“La fragua de tus ojos sólo es comparable al calor del Fuji en llamas”
(灼熱の富士の炎に譬え得るは 高炉のごとき君の瞳のみ³¹⁾)

彼女はきっと、自分自身の地につけた「9条の碑」にふれようと、西の果てにまでやってきた我々の目に、9条を生み出した「富士の国」と同じ情熱を見たに違いなかった。テルデの——そしてグラン・カナリアの——歴史が育んできた平和思想とは、決して静的なものではなく、いつまでも熱くほとばしる動的なものなのである。

この根本思想が共有されたところでは、もはや日本国憲法99条が予定するような主権者と権力担当者との区別も相対化されるのかも知れない。今なお、「国民も憲法を守らなければならない」と、憲法の遵守義務主体に何らの疑義もなく「国民」を読み込む意識の強い日本で³²⁾、グラン・カナリア島を包み込む平和思想の徹底ぶりは、異彩を放って見える。しかし、もっと眼光を開いてみよう。日本にもテルデ市のような、しかし複数の「9

その含意」名古屋大学『法政論集』(杉浦一孝教授記念論文集)第255号(2014年)821～852頁を参照。

- 31) この句の日本語訳は、上記の「強い要望」を表明した私の同僚・久富木原玲氏(日本古典文学・音韻史)が、私が試訳したものを句として据わりの良いようにアドヴァイスし、改訳してくれたものである。記して、感謝したい。
- 32) そして9条をもつ国の80%以上の人々が——今や未成年者も適用の射程に入ってきた——死刑制度を支持しているのに対し、スペインには死刑も終身刑も存在しない点は、稿を改めて論じるべき主題とはいえ(この点については、海渡雄一「死刑も終身刑もないスペインの刑罰制度改革にまなぶ」『部落解放』731(2016年10月)号、50～59頁を参照)、明記しておきたい。

条の碑」をもつところがある³³⁾。ただし、それは、『憲法の及ばぬ島で³⁴⁾』と名づけられるような、今なお、日本国憲法9条を得んと「不断の努力」（日本国憲法12条）を続けているところでもある。戦争が自然現象ではなく社会現象であるとするれば、「戦争を憎む能力」もまた、先天的なものではなく、後天的なもののはずである。

〔附記〕

鮎京先生は現在、私の本務校である愛知県立大学の設置主体である愛知県公立大学法人の理事長職にある。2015年12月10日、当時、長期学外研究中であったマドリードの私の所属先 CEU サン・パブロ大学と愛知県立大学の法人相互間の国際交流事業に関する協定調印のために渡航した際、CEU サン・パブロ大学法学部において、教員を対象とした「日本法の歴史的形成過程と法整備支援」に関する講演と「日本のアジア諸国法研究——ASEAN 共同体成立の時代に」と題する学生向けの2つの講演をおこなった（私は通訳として同席）。本稿末尾に掲げるのは、その際に配布されたスペイン語資料の基となった日本語レジュメと、調印式および講演のもようである。

いわゆるドイツ、イタリア、フランス、イギリス、アメリカの学界動向を後追いする現象はスペインにおいても見られるが、この背景には、「スペインにとってのヨーロッパ」という、16世紀以来の歴史的難題がある。教員向け講演に出席した法学（公法、民刑事、基礎法学）の教員が口々に、アジア諸国の法制度について「今なお、我々にとっては未知の領域」と述べていた。こうした学問状況を前に、合計4時間にもわたった鮎京先生の2つの講演は、アジア諸国における法に関わる実践を介した理論化の問題を提起するものであったが、その反響は止むことのない質問にあらわれていた。しかし何よりも、スペインの法学者の共感を呼んだのは、鮎京先生がご自身のお父上の戦争体験について言及したときである。これまでの先

33) 2015年6月9日付『朝日新聞』伊藤千尋「[4] 沖縄・読谷村の『不戦の誓い』」、2015年6月11日付『朝日新聞』同「沖縄・与儀公園、日本初の碑」、2015年6月15日『朝日新聞』同「[6] 沖縄・南風原町、ひめゆりの壕で」は、沖縄の9条の碑の意味を考える秀逸の現地取材である。

34) 川端敏一『沖縄 憲法の及ばぬ島で——記者たちは何をどう伝えたか』（高文研、2016年）を参照。

生のアジア法研究を支えてきたものの根底には、先生のお父上がアジア太平洋戦争によって負傷した辛く重い経験がある。それゆえに、先生が法学研究者を志した原点には、常に、アジアとの友好関係を構築する必要性への想いがあった。それを私なりの理解でいえば、国家間の法をめぐる交流の原点には、常に平和思想が存在し、法の次元での交流はそのためにこそ存在しなければならないということである。これこそが、素材の異形さもさることながら、スタイルの異端さを押しても、私が小論で本号に参加させていただきたいと思った動機である。

[教員向け講演レジュメ]

「日本法の歴史的形成過程と法整備支援」

はじめに一講義の趣旨—

1. 日本法の歴史的形成過程
2. いわゆる「比較法研究」というものの意義と方法が明らかになってきた。
 - I. 法整備支援とは何か
 - (1) その「時代性」、「歴史性」
 - (2) 支援の対象国と支援の分野—日本の場合—
 - II. 比較法研究ということについて
 - (1) René David の比較法論 Comparative Law、法系 Legal System 論
 - (2) Zweigert = Kötz の比較法論、法系論
 - (3) 比較法研究の手法
 - III. むすび—日本法の歴史的形成過程の特質について—
 - (1) Boissonade と日本法の形成
 - 「お雇い外国人」による法学教育と法律形成
 - (2) 第2次大戦後の米国法の導入
 - (3) 欧米法の圧倒的影響の中で日本法が形成されてきた。
 - (4) その結果、日本は「比較法学」の“宝庫”となった。
 - (5) しかし今日、日本法は新しい課題に直面している。アジア諸国の法から何を学び、この現実から何を取り入れていくか、が課題となっている。

今後もスペインをはじめとするヨーロッパの研究者と協力し、このような挑戦的な課題に取り組んでいきたい。

[学生向け講演レジュメ]

「日本のアジア諸国法研究—ASEAN 共同体成立の時代に」

1. アジア諸国法 Asian Law とは何か
2. 2015 年 12 月の ASEAN 共同体の成立
3. アジア諸国法の研究について
4. おわりに一何のための比較法研究か—
「比較」の動機づけは何か、を明確にすること。



【2015 年 12 月 8 日～ 13 日スペイン CEU サン・パブロ大学での活動の様相】
(愛知県立大学学務部学務課・成瀬雄一郎係長職務代理作成)

本稿は JSPS 科研費 15H03138 および 2015 年度愛知県立大学学長特別教員研究費（長期学外研究）の助成を受けたものである。

